

# 学位請求論文審査報告要旨

2017年6月14日

学位請求者 白 恩朱

論文題目 近代日本及び植民地期朝鮮における敬語・礼法論の展開  
——位階の維持／転覆機制としての敬語の二面性

論文審査委員 イ ヨンスク  
糟谷啓介  
三ツ井 崇

## 1. 本論文の構成

本論文の目的は、明治以降の日本と植民地期の朝鮮において、いかにして日本語と朝鮮語の敬語体系がそれぞれの言語の本質的特徴として「発見」され、敬語と社会的位階秩序との関係がそれぞれの文脈で論じられたかを究明することで、近代日本と植民地朝鮮における敬語論の特質を比較検討することにある。本論文の構成は以下のとおりである。

### 序章

#### 第一部 近代日本における「敬語」の形成

##### 第一章 明治期における敬語論の台頭

- 1.1 候文から漢文訓読体へ——敬語と自由民権思想
- 1.2 啓蒙知識人の敬語認識——西周の場合
- 1.3 三橋要也「邦文上の敬語」——美文的要素としての「敬語」
- 1.4 日本人論に語られる敬語——芳賀矢一の『国民性十論』

##### 第二章 国語学における敬語の主題化——山田孝雄の敬語研究

- 2.1 山田孝雄の敬語研究
- 2.2 人称と敬語——文法化と内在化
- 2.3 「親愛」の敬語

##### 第三章 国体明徴と敬語

- 3.1 教学刷新評議会
- 3.2 国体明徴と敬語
- 3.3 没我帰一の敬語論——『国体の本義』の配布

##### 第四章 政策としての礼法の普及

- 4.1 文部省の「作法教授指導要綱」普及
- 4.2 柳田国男の敬語観——相対敬語という神話
- 4.3 『礼法要項』の普及と儀礼・礼法の強調

#### 第二部 植民地期朝鮮における「敬語」意識の錯綜・衝突・変容

## 第五章 植民地朝鮮における「敬語問題」の諸相

- 5.1 王朝時代の礼法の「伝統」
- 5.2 植民地朝鮮の民族間葛藤と敬語
- 5.3 敬語意識の錯綜と被治者による変容

## 第六章 日本による統治の中の敬語意識と実態

- 6.1 修身教科書を通じた「国体」意識の「涵養」
- 6.2 教授用語問題と高元勳「朝鮮語教育問題に関して」
- 6.3 敬語意識の衝突——裁判における敬語使用問題

## 第七章 敬語使用運動の実態

- 7.1 啓明倶楽部の再創立の経緯と「言文に関する緊急な要求」
- 7.2 朴勝彬の言文研究と敬語
- 7.3 「普遍的用語」としての敬称「氏」と二人称代名詞「当身」
- 7.4 児童間・児童に対する敬語使用
- 7.5 総動員体制と敬語使用運動

## 終章

## 参考文献

## 2. 本論文の概要

序章では、本論文の設定する課題と先行研究が論じられる。著者は、明治時代に近代国民国家の樹立とともに「国語」の創出が目指されるが、ある意味では「前近代」の産物である「敬語」をどのように「国語」の内部にとりこむかが大きな課題となったと述べる。本論文では、「敬語」が「国語」の本質として表象されていくプロセスを追うとともに、植民地朝鮮において「敬語」が前近代的階層秩序との関係でどのように把握されたかを究明することが目指される。

第一章では、明治期における敬語論の形成が論じられる。著者は先行研究をもとに、幕末から明治初期の公的文書の文体の変遷を候文から漢文訓読体への移行ととらえ、明治期に忠誠の対象の変化があったことと関係があるとする。また、啓蒙思想家西周が起草に加わった軍人勅諭の修正において「秩序」が「忠節」「礼儀」に置き換わっていく過程にも、そうした変化が現れているとする。さらに、明治期にはじめて体系的に敬語を論じた三橋要也「邦文上の敬語」(1892)において、敬語が祝詞や宣命など厳粛な文章に欠かせない美的要素とみなされた点に注目する。著者によれば、三橋の議論は日清戦争前の政府への権力集中が強められた時期に表れた「体制維持論」という側面をもつ。この点は、芳賀矢一の『国民性十論』(1907)でも同様であり、芳賀は礼節と敬語を日本の国民性の特質として捉え、それを国家主義へと結びつけている。芳賀の議論は、芳賀が主査委員となった国定教科書における敬語使用にも反映した。

第二章では、『敬語法の研究』(1924)に代表される国語学者山田孝雄の敬語研究がとりあげられる。山田の特異な敬語論は「敬語人称説」として知られる。山田は、日本語にはヨーロッパ語のような語の形態変化による人称指示はないが、その代わりに敬語が人称指示の

機能を果たしていると考え、その観点から敬語全体を文法のなかに取りこむ試みを行なった。その一方、山田は、敬語が「親愛」という感情によって成り立つとした。山田によれば、敬語は中世から近世にかけての封建時代には形式のみ発達し、その精神が衰退したが、明治になって敬語の「生气」が復活したとされる。この背景には、明治になって奈良時代の「一君万民」が復活したという山田の国体観があることを著者は指摘する。

第三章では、1930年代の国体明徴運動のなかでの敬語論の位置づけが論じられる。1935年に教学刷新評議会が設置されると、国体明徴運動と呼ばれる官製の運動が全国で展開される。この評議会には山田孝雄も加わっており、「国体」の自然性を強調した発言を残している。この運動は、国民の生活のあらゆる面に「国体」の意識を浸透させることを目指していたが、言語においては、敬語が「万世一系の国体を言語の上にもっとも明瞭に表している」ものと捉えられた。とくに、1937年に文部所が発行し、全国の学校に配布された『国体の本義』において、敬語が発達し主語を表わさない「国語」は、「皇室を中心とし至尊に対し奉って己を空しうする心」が表れているとされ、国体意識がさらに強調された。

第四章では、文部省が発行した『文部省御調査小学校作法教授要項』『師範学校中学校作法教授要項』（1911）、『文部省制定小学校作法教授要項』（1913）、『礼法要項』（1941）などの文書における敬語の扱われ方を検討することによって、敬語と礼法論との結びつきを具体的に論証した。これらの文書は、日常生活のあらゆる行動で生徒が守るべき「作法」を事細かに記述しており、修身の授業ならびに各種の訓話で用いられた。そのなかで、言語において守るべき「礼法」として敬語が取り上げられた。「皇室ニ関スル談話ニハ必ス敬称、敬語ヲ用フヘシ」とされ、礼法の最高位に天皇と皇室があることが強調された。この傾向は『礼法要項』ではさらに強められ、国民総動員体制のもとで「国民礼法」の制定が目指された。

第二部では、植民地朝鮮における敬語意識のあり方とその変容過程が論じられる。

第五章では、日本の国体意識を支える敬語が、植民地統治下において、朝鮮の敬語意識とどのように衝突したかが論じられる。朝鮮語には、日本語とは異なるかたちで、伝統的な位階秩序に対応した敬語の体系があった。朝鮮では、儒教の生活倫理が郷村社会でも貫徹しており、社会の位階秩序や年齢の上下などに応じた敬語表現を守らなければならなかった。しかし、異民族である日本が支配者として朝鮮社会に入りこんできたとき、そこにさまざまな衝突や葛藤が生まれた。著者はその事実を当時の新聞記事から丹念に拾って描写している。たとえば、日本人警察官や職員が朝鮮人に対して敬語を用いないで——つまりパンマルで——呼ぶことが重大な「人権蹂躪」とみなされた。著者は、植民地朝鮮において、日本人と朝鮮人の位階秩序が、敬語の不使用という形で日常的に知覚されていたことを指摘する。

第六章では、植民地統治下において日本が「涵養」しようとした徳性教育における「敬語」の扱われ方を、教科書の記述を通して分析する。当然のことながら、植民地における教育は、礼儀の強調や敬語規範の提示などを通して、日本と朝鮮の間の位階秩序への服従を教えこみ、「国体意識」を生徒に注入しようとした。しかし、著者はこうした支配者の意図から逸脱する例を、当時の裁判記録のなかから見出している。たとえば、ある公判では、朝鮮人の被告が日本人の裁判長に一切敬語を使わずに答弁したことが、新聞に報じられている。事実、当時の新聞では、裁判における敬語の問題がよく取り上げられており、被告が裁判長に敬語

を要求する場面がよく報じられた。こうした敬語の要求は、既存の秩序を転覆しようとする行為でもあった。著者によれば、こうした事例は、敬語の問題が社会的関心を引きつける重大な要素であったことを物語っている。

第七章では、三一独立運動以降、啓蒙団体である啓明倶楽部とその中心にいた朴勝彬が推進した敬語使用運動が取り上げられる。啓明倶楽部は、1917年に結成された漢陽倶楽部が前身であり、総督府の「文化政治」のもとで1921年に改名して再出発した団体であり、官僚、弁護士、銀行家、教育者など朝鮮人の有力な人物が集まっていた。当初は社交団体としての性格が強かったが、三一独立運動以降はしだいに社会啓蒙運動へと方針を転換した。著者は、啓明倶楽部の記録を細かく追いながら、その活動を具体的に描いている。啓明倶楽部が取り上げた話題のなかに言語の問題があった。最初の第一回総会からすでに、二人称代名詞は「当身（タンシン）」とすること、姓名に付する継承語は「氏（シ）」とすることを決定していた。さらに著者は、倶楽部の中心人物であった朴勝彬が、大人が児童に対して、あるいは児童のあいだで敬語の使用を広めようとしていたことに注目する。朴勝彬は、身分の高い者が身分の低い者に対して敬語を用いない旧来の朝鮮社会の慣行を批判し、「各階級で普遍的に使用し得る用語」が必要であると主張した。つまり、朴勝彬の求めた敬語は、位階秩序ではなく、社会の平等な成員どうしの関係に基づくべきであった。しかし、こうした啓明倶楽部の活動は、第三次教育令による朝鮮語科目随意化や国民総動員の戦時体制のなかで、総督府の主導する「国語普及」の波に押し流されていった。

結論においては、日本では敬語が社会的位階秩序の維持と強化に役立つものとされた一方で、植民地朝鮮において敬語は階級制度を打破し、市民の平等な関係をつくる要素とみなされていたことが対比される。とくに、啓明倶楽部の敬語使用運動は、ちょうど山田孝雄の敬語論が完成されるのとほぼ同時期であり、興味深い対照を見せている。このことは、近代日本と植民地朝鮮において、「敬語」の担った役割に大きな違いがあったことを物語っている。

### 3. 本論文の成果と課題

本論文の成果は次の点にある。

第一に、日本の敬語論と植民地朝鮮における敬語論の特徴を抽出したうえで、それらの比較を行なうことで、社会や状況によって敬語への見方が異なることを立証したことである。著者は、国語学者の敬語論だけでなく、文部省の作法教授要項などの文書を参照することで、近代日本における敬語がつねに礼法論と結びつき、敬語が社会の位階秩序の反映であると同時に、既成の秩序の強化を果たすことが期待されていたことを明らかにした。この議論は近代日本における「訓育」の問題に結びつくもので、極めて重要である。支配的イデオロギーにもとづく社会規範が、学校教育を通じて、数々のささいな日常的動作にまで及んでくるプロセスをよく描き出している。その一方、植民地朝鮮については、当時の新聞記事や裁判記録をよく調べあげ、朝鮮人が日本人に敬語使用を要求する事例に、植民地朝鮮に特有の敬語の問題が現れていることを見出した点に、本論文の独創性がある。

第二に、啓明倶楽部と朴勝彬の進めた敬語使用運動に光をあてたことである。朴勝彬は後

に朝鮮語研究会を率い、朝鮮語の正書法に関して朝鮮語学会と対立したが、最終的に朝鮮語の正書法が朝鮮語学会の提唱する形態音韻主義に基づくものになったことで、言語運動の主流とはみなされなくなった。しかし、朴勝彬は影響力の強い人物であり、そのことは啓明倶楽部の構成メンバーが左派から右派まで含めて幅広いものであったことが示している。朴勝彬の研究はあまり進んでおらず、数年前にはじめてその全体像を描いた研究書が出版されたが、まだその活動の細部にわたってまで研究が及んでいない。そうしたなかで、著者が朴勝彬の敬語使用運動に焦点をあわせ、その具体的内容について論じたことは、本論文の大きな独創性として示すことができる。

しかし、本論文にも以下のような弱点ないし課題が見られる。

第一に、上記のように、啓明倶楽部と朴勝彬の敬語に関する活動を詳細に描いたことは本論文の長所であるが、植民地朝鮮の言語運動のなかでの朴勝彬の位置付けがあまり論じられていないため、啓明倶楽部と朴勝彬の活動が全体としてどのような意義をもったかがわかりにくくなっているのは残念である。朴勝彬の流れは言語運動としては傍流として位置づけられるはずだが、敬語使用運動がそのなかから生まれたことの意味を、さらに追究すべきであった。

第二に、本論文は近代日本と植民地朝鮮の敬語論のそれぞれの特徴をよく描き出しているが、論文の題目のタームを用いるならば、近代日本の敬語論は位階の「維持」を、植民地朝鮮の敬語論が位階の「転覆」を目指したという構図ができあがる。この対比が有効であるのは確かだとしても、単純な二元論に陥っているところもある。そのことは、本論文で戦後日本における敬語論が扱われていないこととも関係がある。戦後日本においては、「上下関係」に立った「旧時代」の敬語を否定し、「各人の基本的人格を尊重する相互尊敬」(国語審議会建議「これからの敬語」1952年)に基づく敬語が目指されたが、そのなかで位階秩序維持の契機が巧みに残されたのではないだろうか。こうした側面を理解するためにも、「転覆」のなかに「維持」を、「維持」のなかに「転覆」を見るような複眼的な視点が必要であると思われる。

付け加えるなら、多様な側面に焦点を当てた功績と引き換えに、ときに議論の方向性が曖昧になる箇所や記述が散漫になる箇所がみられ、結論での指摘のインパクトが弱まってしまった面がある。

しかし、上記の点は、著者もよく理解しており、本論文の価値を損ねるものではない。本論文が近代日本と植民地朝鮮の敬語論の解釈として優れたものであることには、変わりがない。

#### 4. 結論

以上のことから、本論文が学位論文に値するすぐれた研究であると認められ、著者に一橋大学博士(学術)の学位を授与することが適当であると考えられる。

## 最終試験結果の要旨

2017年6月14日

学位請求者 白 恩朱  
論文題目 近代日本及び植民地期朝鮮における敬語・礼法論の展開  
——位階の維持／転覆機制としての敬語の二面性  
論文審査委員 イ ヨンスク 糟谷啓介 三ツ井崇

2017年5月18日、本学学位規則第8条第1項に定めるところの最終試験として、学位請求論文提出者 白 恩朱 氏の博士学位請求論文「近代日本及び植民地期朝鮮における敬語・礼法論の展開——位階の維持／転覆機制としての敬語の二面性」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、白恩朱氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、一橋大学博士（学術）の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を 白 恩朱 氏が有することを認定し、最終試験での合格を判定した。